

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金

公募のしおり

令和6年1月版

竹富町役場 農林水産課

0980-82-3116

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備事業補助金

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備事業補助金は、竹富町内の農業者を対象に、鳥獣（イノシシ等）による農林水産物に対する被害を防止するために必要な侵入防止柵等の資材の購入に要する経費を補助し、農業者の負担経費の軽減並びに生産意欲の増進を図ることを目的としています。効果的な被害防止対策を実施するため、竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備事業補助金交付要綱に基づき交付決定を行います。申し込みにあたってはこの公募のしおりをよく読まれたうえでの手続きをお願いいたします。

【事業対象者】

町内に住所を有し、農業を営む個人又は任意団体

令和7年3月21日（金）までに事業完了（設置完了）できるもの

※過去5年以内に本事業において補助金の交付を受けた者は除く。なお、有害鳥獣等被害防止対策等のうえで必要と町長が認めた者はこの限りではない。

【対象となる経費】

補助金の交付対象となるのは、次の鳥獣等被害防止資材の購入に要する経費

※導入する資材は新品に限り、設置に係る工事費や人件費は対象となりません。

- ・電気柵
- ・ワイヤーメッシュ柵
- ・金網又はネット柵
- ・上記の複合柵
- ・その他に町長が認めたもの

【対象となる圃場】

補助金の交付対象となる圃場は町内に存在する圃場とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

【補助率又は金額】

基本の補助率又は金額は以下の表のとおり。ただし、公募による交付申請で決定した対象者全員の補助金の合計が予算の全額を超える場合の補助金額は、同一の公募内の申請者すべて基本の補助金額に予算の全額を対象者全員の基本の補助金の合計で除した率を乗じたものとする。

施工区分	補助率又は金額
侵入防止柵の受益戸数が1戸の場合	対象となる経費の50%、又は30万円のいずれか低い額
隣接する受益戸数2戸以上が共同で侵入防止柵を設置する場合	対象となる経費の70%、又は受益戸数×30万円のいずれか低い額

【補助金の交付条件】

- ・直営施工にて侵入防止柵を設置すること
- ・購入資材については見積りを取得すること
- ・設置後3年間は適切な維持・管理を行うこと
- ・その他交付決定の際に付した条件を遵守すること

【申込書類】

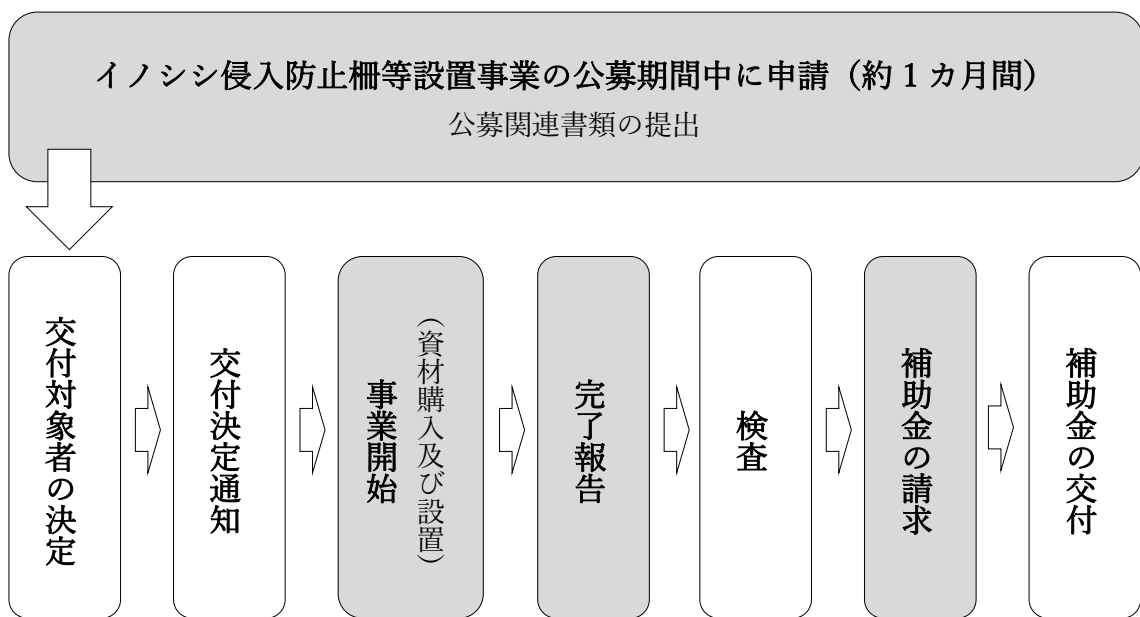
① 補助金交付申請書（第1号様式）	
② 事業要望書（第2号様式）	
③ 農作物作付面積及び農産物販売状況報告書（第3号様式）	
④ 侵入防止柵の設置予定図	
⑤ 導入する資材がわかるパンフレット及び資材の <u>見積書の写し</u>	
⑥ 被害の状況が確認できる写真	
⑦ 設置後適切な維持・管理を行う旨の誓約書（第4号様式）	
⑧ 竹富町義務履行確認書（第5号様式）	

【交付決定の方法】

公募期間中に申込みのあった事業のなかから、事業の規模、緊急性等を総合的に判断し、より効果が高いと判断したものに決定する。優先順位の定め難いものについては、竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備補助金事業者選定委員会によって決定することができる。

【補助金交付の流れ】

公募による申し込み受付後に事業対象者を決定します。交付決定を受けるまで、資材発注等を行わないでください。補助の対象外となります。



※グレー部分は申請者が行う事項

【利用状況報告】

申請者は、補助金を利用して設置したイノシシ侵入防止柵等について、事業完了の日が属する年度の翌年度から3年間、毎年度末までに利用状況報告書（第7号様式）を町長に提出するものとする。

【補助金の返還】

申請者が次のいずれかに該当すると認められたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- ・虚偽の申請等、不正な手段により補助金交付を受けたとき
- ・竹富町補助金交付規則に定めるほか、この要綱に定める事項に違反したとき

【設置場所の移転】

設置した侵入防止柵等をやむを得ない理由により移転等する場合には、変更申請書（第9号様式）を提出し了承を得るものとする。

【提出先】

〒907-8503

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町役場 農林水産課 鳥獣被害対策事業担当 宛

TEL 0980-82-3116 FAX 0980-83-5863

norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp

【令和6年度 公募期間】

令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）

よくある質問

Q.01 交付決定は早い者勝ちですか？

A.01 いいえ

公募期間に申請があった事業について、事業の規模、緊急性等を総合的に判断し、より効果が高いと判断したものから事業を決定します。

Q.02 受益戸数 1 戸からでも申請できるのですか？

A.02 はい

対策を行う戸数は事業の要件とはしていませんので、1 戸からでも可能です。ただし、隣接する受益戸数 2 戸以上が共同で柵を設置する場合、被害防止対策の効率が高いと判断され、交付決定において高く評価されることとなります。また、補助率も高くなります。なお、複数で申請する際には、可能な限り組織化を図るようご協力願います。

Q.03 すでに自分で設置済みの柵に対して補助してもらえますか？

A.03 いいえ

補助を受けようとする場合は、必ず交付決定通知を受けてから購入し、設置を行ってください。すでに購入済みの資材は補助対象になりません。

Q.04 交付決定したら、設備購入前に補助金はもらえないですか？

A.04 いいえ

交付決定の後に資材の購入・設置を行っていただき、事業報告書の提出、補助金の請

求、そこから補助金の支払いという手続きを行う必要があります。

Q.05 設置は誰が行うのですか？

A.05 申請者が行ってください

申請者自身が自分で設置する、または事業者が発注する等で設置を行ってください。なお、設置に係る費用は補助対象外です。

Q.06 購入店は指定されますか？

A.06 いいえ

どこの店で購入しても問題ありません。ただし、申請時に見積りを取った事業者から購入し、領収書をもらってください。

Q.07 罾や鉄砲は補助対象？

A.07 いいえ

狩猟免許等の特別な許可が必要なものや周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあるものは補助対象外です。

Q.08 一度補助事業を利用してから 5 年間は、絶対に補助金を受けることができないのですか？

A.08 いいえ

設置予定の柵が地域の鳥獣等被害対策防止に効果的である等と認められる場合には、補助対象となることがあります。公募期間内に申請をいただければ、事業の規模、緊急性等を鑑みて総合的に判断します。